

<参考>

高等学校	全日制、定時制、通信制、専攻科、別科	指定学科卒業 ＋ 実務経験 5 年
中等教育学校	平成 10 年学校教育法の改正により創設された中高一貫教育の学校	
専修学校 (専門学校)	専門課程	
大 学 短 期 大 学	学部、専攻科、別科	指定学科卒業 ＋ 実務経験 3 年
高等専門学校	学科、専攻科	
専修学校 (専門学校)	専門士・高度専門士	

※所定学科については P124 参照。

(注) 実務経験で 2 業種以上申請する場合は、業種ごとに 10 年以上の経験が必要です。また、期間を重複することはできません (原則として 2 業種を申請する場合は 20 年を要する)。例外的に実務経験の緩和措置があります (次ページの「実務経験の緩和措置」参照)。

(注) 平成 28 年 5 月 31 日までにとび・土工工事業許可で請け負った解体工事に係る実務経験の期間については、平成 28 年 6 月 1 日以降、とび・土工工事業および解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算できます。

指定建設業とは

特定建設業のうち、総合的な施工技術を要するものとして下記の 7 業種が「指定建設業」と定められています。

指定建設業の許可を受けるためには、一級の国家資格等を持つ者でなければ専任技術者になることができません。

指定建設業：土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業